

日本原子力発電株式会社東海第二発電所
溶接安全管理審査結果

令和 2 年 1 月
原子力規制委員会

1. 審査を受けた組織

申請年月日及び申請書番号：2019年10月25日 JT2 溶安-19-001号

設置者名：

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

協力事業者名：

株式会社オクダソカベ

太平電業株式会社

株式会社東京エネシス

2. 審査の種類

1号組織安全管理審査

3. 審査年月日

文書審査年月日及び実施場所：令和元年12月3日 原子力規制庁

実地審査年月日及び実施場所：

令和元年12月5日、12月6日

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

4. 審査を行った者の氏名

職・氏名： 原子力施設検査官 雑賀 康正

原子力施設検査官 山形 英男

5. 溶接事業者検査の執行責任者氏名

職・氏名： 東海第二発電所長 星野 知彦

6. 溶接事業者検査の内容

直近の通知を受けた日から三年を超えない時期に行った溶接事業者検査

(溶接事業者検査項目：溶接士の技能、溶接作業中検査、溶接後熟処理、非破壊試験、機械試験、耐圧試験)

7. 審査に適用した基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成26年2月27日付け原管B発第1402271号)

添付資料1「溶接安全管理審査の審査基準」

1. 継続的な品質保証の確保がなされているか確認する事項

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

8. 審査の結果

審査項目	審査結果※	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	良	良
検査の方法	良	良
工程管理	良	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	良	良
検査記録の管理に関する事項	良	良
検査に係る教育訓練に関する事項	良	良

※ 審査結果欄にはそれぞれの審査項目に対する審査結果として「良」、「改善すべき事項あり」を記載し、所見で詳細を説明。該当しない欄には「－」を記載する。

9. 所見

9.1 総合所見

溶接安全管理審査に関する運用要領に基づき審査した結果、設置者の継続的な品質保証体制は適切に確保されており、溶接事業者検査は適切な体制で実施されていることから、設置者の溶接事業者検査の体制は、審査基準に照らし適合であると判断する。

9.2 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書

(所見)

溶接事業者検査の実施に係る組織に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査の実施体制が適切に確立されていた。

以上のことから、溶接事業者検査の実施に係る組織については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 溶接事業者検査実施手引書
- ・ 文書管理要領

- ・ 文書取扱要項
- ・ 調達管理要項
- ・ 東海第二発電所溶接事業者検査に係る教育・訓練マニュアル
- ・ 溶接事業者検査内部監査手引書
- ・ 不適合管理要項
- ・ 品質記録管理要項
- ・ 予防処置対応要領

9.3 検査の方法の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査の方法に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って適切に溶接事業者検査が実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査の方法については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 工事計画検討書作成基準
- ・ 溶接を伴う保修作業に関する溶接事業者検査チェックシートの運用手引書
- ・ 溶接事業者検査実施取扱書
- ・ 溶接事業者検査実施手引書
- ・ 調達管理要項
- ・ 不適合管理要項
- ・ 文書管理要領
- ・ 重要設備取引先登録要項
- ・ 測定・試験装置管理基準
- ・ 品質記録管理要項
- ・ 法令改正に伴う所則等見直し作業管理手順書

9.4 工程管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

工程管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る工程管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る工程管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施手引書
- ・溶接事業者検査実施取扱書
- ・不適合管理要項
- ・調達管理要項

9.5 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性 所見及び関連文書

(所見)

協力事業者の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る協力事業者の管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る協力事業者の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施手引書
- ・調達管理要項
- ・重要設備取引先登録要項
- ・品質記録管理要項
- ・溶接事業者検査実施取扱書
- ・設計管理要項

9.6 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査記録の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る検査記録が適切に管理されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査記録の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施手引書
- ・調達管理要項

9.7 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査に係る教育訓練に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る教育訓練が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る教育訓練については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 溶接事業者検査実施手引書
- ・ 溶接事業者検査に係る教育・訓練マニュアル
- ・ 調達管理要項
- ・ 品質保証活動外部監査手引書
- ・ 溶接事業者検査内部監査手引書